

高等職業訓練促進給付金を ご利用ください。

母子家庭のお母さんや、父子家庭のお父さんが、就職の際に有利な資格を取得するため、1年以上養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活の負担を軽減するため高等職業訓練促進給付金を支給します。また、修了支援給付金を養成課程修了後に支給します。

■支給額 (平成29年度入学者)

○高等職業訓練促進給付金(月額)

市民税非課税世帯	100,000円
市民税課税世帯	70,500円

○修了支援給付金

市民税非課税世帯	50,000円
市民税課税世帯	25,000円

■支給期間

1年以上の修業期間の全期間、ただし上限は3年です

■対象となる人

児童扶養手当の支給を受けている人、または同等の所得水準にある母子家庭の母や父子家庭の父で過去にこの促進給付金、または同様の給付金を受けていない人

■対象となる資格

看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、1年以上の修学で取得できる資格(調理師や製菓衛生士等)

■手続き

事前に福祉課への相談が必要です。相談の結果、対象となる人は申請書を提出していただきます。

▼問い合わせ 福祉課 とも係 ☎75-16118

国民年金の届け出はお早めに

公的年金の被保険者には3種類あり、働き方などにより加入する年金制度が決まっています。種別が変わるときは届出が必要となりますので、もよりの年金事務所、もしくは市民生活課保険年金窓口でお手続きください。

国民年金への種別変更手続きの際は年金手帳と退職日等を証明できるもの(離職票、退職証明書等)と、免許証、パスポート、マイナンバーカードなどご本人確認ができるものをご持参ください。健康保険同様、年金の届出もお願いします!

国民年金に加入している人 第1号被保険者 (*自営業、自由業、学生など)

こんなとき	変更後の種別	届出先
就職して厚生年金や共済年金に加入したとき	第2号被保険者	勤務先
第2号被保険者である夫(妻)の扶養に入ったとき	第3号被保険者	夫(妻)の勤務先

厚生年金に加入している人 第2号被保険者 (*会社員・公務員など)

こんなとき	変更後の種別	届出先
退職したとき	第1号被保険者	市民生活課 保険年金係窓口
退職して、第2号被保険者である夫(妻)の扶養に入ったとき	第3号被保険者	夫(妻)の勤務先

※平成27年10月から共済年金は厚生年金に統一されました

厚生年金加入者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の人 第3号被保険者

こんなとき	変更後の種別	届出先
収入が増え扶養を外れたとき	第1号被保険者	市民生活課 保険年金係窓口
扶養している夫(妻)が退職または65歳になったとき		
就職して厚生年金に加入したとき	第2号被保険者	勤務先
扶養している夫(妻)の加入する年金制度が変わったとき	第3号被保険者	夫(妻)の勤務先

※税や健康保険では「親子間等の扶養関係」がありますが、年金は配偶者のみが扶養関係者となります。

▼問い合わせ

日本年金機構 佐賀年金事務所
市民生活課 保険年金係窓口

☎31-4191
☎75-12159